

不良行為少年の補導状況

		飲酒	喫煙	深夜はいかい	粗暴行為	暴走行為	家出	その他	合計
学 職 別	未就学								0
	小学生	4		2	27	3	30	19	85
	中学生	3	67	107	12	3	57	81	330
	高校生	19	119	187	10	12	32	67	446
	その他学生	25	58	3		1	3	16	106
	有職少年	29	565	210	9	31	3	49	896
年 齢 別	無職少年	10	198	154	4	19	8	34	427
	10歳以下				23		12	12	47
	11歳	2		1	4		12	5	24
	12歳	2		6		3	16	13	40
	13歳	2	15	25	5		10	17	74
	14歳	1	34	59	5	1	31	39	170
	15歳	2	60	79	3	6	14	39	203
	16歳	16	252	265	9	18	18	55	633
	17歳	13	300	208	4	23	11	36	595
	18歳	20	195	20	5	13	6	32	291
19歳	32	151		4	5	3	18	213	
合計	90	1,007	663	62	69	133	266	2,290	

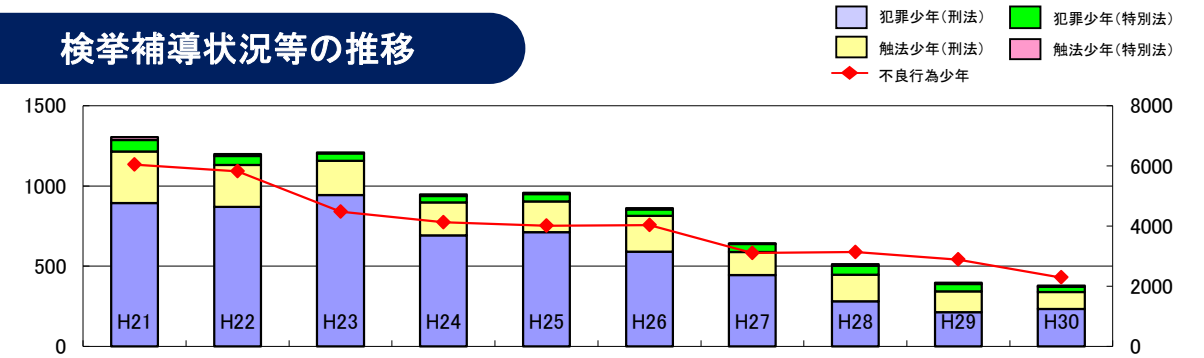
※ その他は、「不良交友」、「刃物所持」、「金品不正要求」、「金品持ち出し」、「性的いたづら」、「無断外泊」、「怠学」、「不健全性的行為」、「不健全娯楽」、「火遊び」、「迷惑行為」、「有害図書類等携帯行為」。

少年非行の概況 (H30年)

少年非行の特徴

- 少年の検挙補導人員（刑法）は、若干の減少（前年比-1.2%）。戦後最少。学職別では28.9%が高校生。初発型非行は186人で全体の54.9%。
- 少年の検挙補導人員（特別法）は、減少（前年比-24.5%）。うち、軽犯罪法違反及び児童買春・児童ポルノ法違反が全体の各22.5%。

検挙補導状況等の推移



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	増減	増減率
検挙補導人員(刑法)	1,214	1,130	1,156	898	904	814	588	446	343	339	-4	-1.2%
犯罪少年	894	870	943	692	711	590	445	281	214	234	+20	+9.3%
触法少年	320	260	213	206	193	224	143	165	129	105	-24	-18.6%
検挙補導人員(特別法)	90	69	53	50	54	40	54	67	53	40	-13	-24.5%
犯罪少年	72	57	47	40	46	33	50	57	45	33	-12	-26.7%
触法少年	18	12	6	10	8	7	4	10	8	7	-1	-12.5%
非行少年総数	1,304	1,199	1,209	948	958	854	642	513	396	379	-17	-4.3%
非行少年に占める触法少年の割合	25.9%	22.7%	18.1%	22.8%	21.0%	27.0%	22.9%	34.1%	34.6%	29.6%	-5.0P	-
全国平均	16.3%	16.6%	17.0%	17.3%	17.8%	19.0%	19.2%	20.2%	22.1%	21.4%	-0.7P	-
非行率	6.08	6.18	6.32	4.91	4.94	4.45	3.22	2.64	2.03	2.01	-0.02	-1.0%
全国平均	6.25	6.27	5.71	4.81	4.18	3.65	2.95	2.53	2.21	1.92	-0.29	-13.1%
不良行為少年	6,045	5,819	4,481	4,124	4,012	4,035	3,106	3,135	2,885	2,290	-595	-20.6%

※ 増減及び増減率は前年との対比。非行率は、少年人口（国勢調査による6～19歳の人口）千人当たりの検挙補導人員（刑法）。

警察署別検挙補導状況

	刑 法		特 別 法		非行少年の占める署別割合	不良行為少年 ※本部を除く
	犯罪少年	触法少年	犯罪少年	触法少年		
四国中央	9	15			6.3%	139
新居浜	17	5	1		6.1%	422
西条	17	8	2	1	7.4%	90
西条西	7	4	1		3.2%	53
今治	30	8	2		10.6%	161
伯方		1			0.3%	5
松山東	60	15	13	3	24.0%	752
松山西	23	21	2	1	12.4%	206
松山南	21	12	7	1	10.8%	216
久万高原	2				0.5%	10
伊予	29	4			8.7%	44
大洲	2	6	3	1	3.2%	26
八幡浜	2				0.5%	12
西予	1		1		0.5%	5
宇和島	14	6	1		5.5%	48
愛南					0.0%	9

非行少年を生まない愛媛づくり

少年非行の背景として、

- 少年自身の規範意識の低下とコミュニケーション能力の不足
- 家庭、地域社会の教育機能の低下
- 少年が居場所を見出せずに孤立し、疎外感を抱いている現状等があげられます。

このような情勢から、愛媛県警察では、

- ★ 少年に手を差し伸べる立ち直り支援
- ★ 少年を見守る社会気運の醸成

を重点に、関係機関・団体や地域のボランティアの方々の協力を得ながら「非行少年を生まない愛媛づくり」に取り組んでいます。



少年サポートセンター分室「ひめさぼ」では、

- 友達や親子関係等で悩んでいる
 - 犯罪の被害に遭った
 - いじめを受けている
 - 子供の非行で困っている
- など、少年に関する相談を受け付けています。

場所 松山市築山町12-33 松山市青少年センター2階

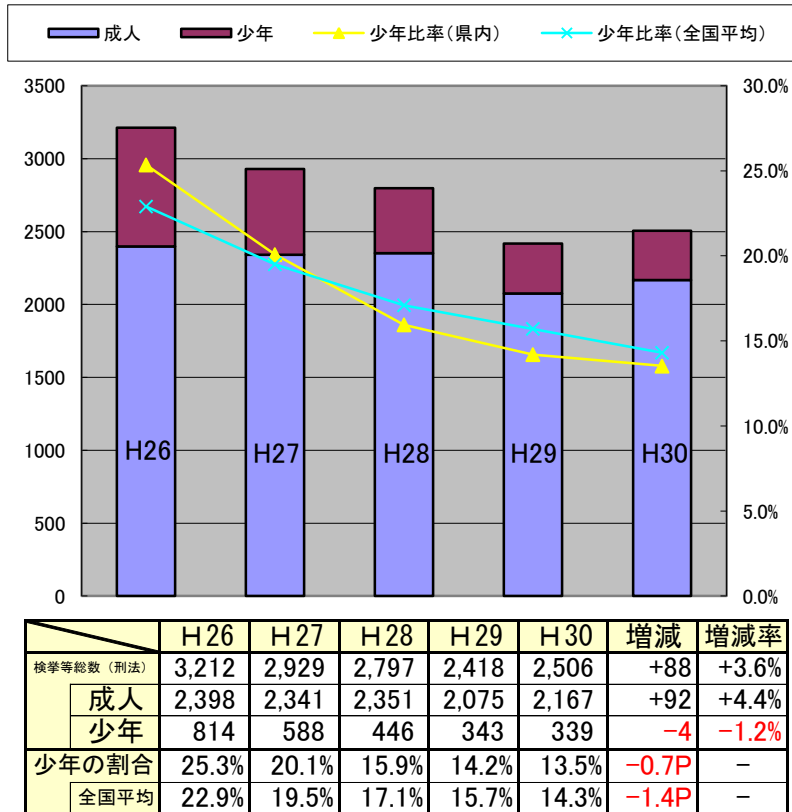
電話 089-934-0110(警察本部代表電話番号)

日時 月曜～金曜及び第1・第3土曜(祝日等を除く) 午前9時～午後5時



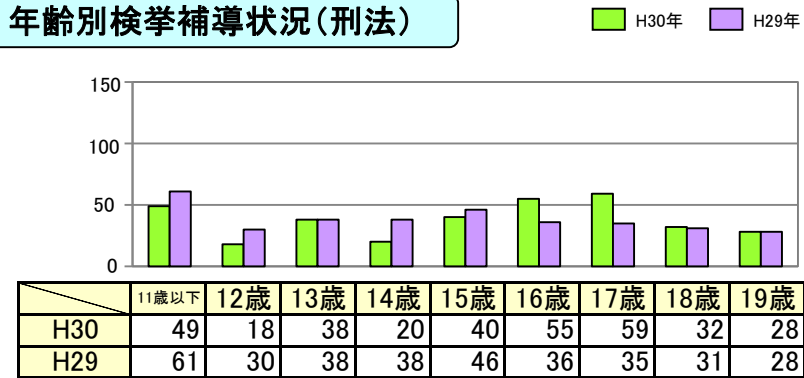
愛媛県警察

少年の割合の推移(刑法)



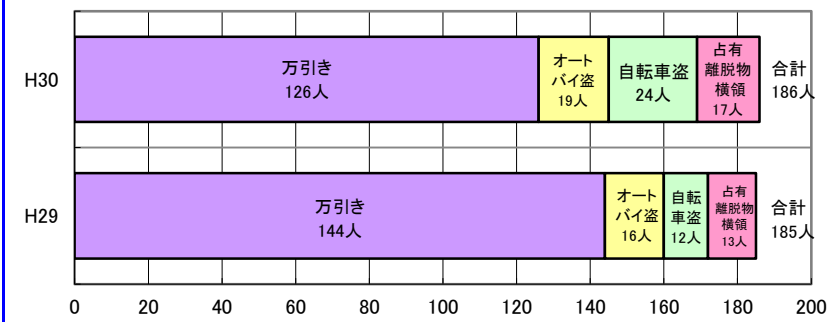
※ 検挙等総数(刑法)は、触法少年を含む。
 ※ 少年の割合は、検挙等総数(刑法)に占める少年の割合。
 ※ 増減及び増減率は前年との対比。

年齢別検挙補導状況(刑法)



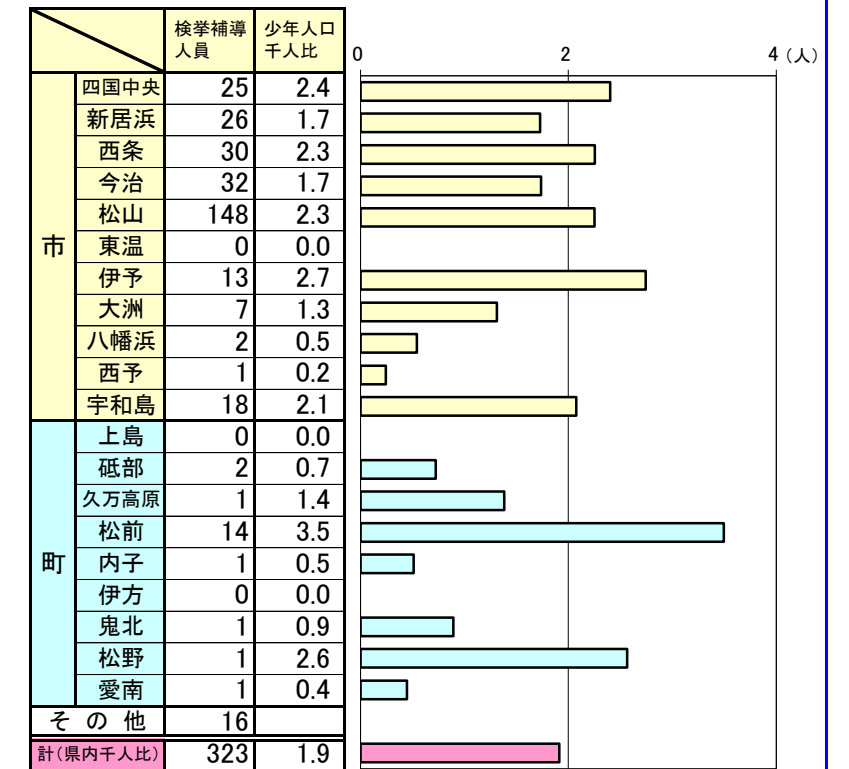
● 非行の中心が15歳から17歳へ移行。
 ● 15歳～17歳で、全体の45.4%(前年34.1%)。

初発型非行 検挙補導状況



● 検挙補導人員(刑法)のうち初発型非行は186人で、全体の54.9%(前年53.9%)。うち万引きが126人で67.7%(前年77.8%)を占める。

居住地別検挙補導状況(刑法)



※ 少年人口は平成27年実施の国勢調査による6～19歳の人口を使用。
 県内千人比は、県内居住少年の検挙補導人員を使用。
 その他は、愛媛県外の居住少年及び住居不定者を示す。

検挙補導状況(特別法)

	合計	年齢別							学職別					
		13以下	14	15	16	17	18	19	中学生以下	高校生	その他学生	有職	無職	
H30	検挙補導人員	40	7	2	4	4	9	6	8	10	15	3	9	3
	軽犯罪法	9	4	1			2		2	5	2		1	1
	児童ポルノ法	9			4	1	4			1	8			
	覚取法等	3					1	1	1				2	1
その他	19	3	1		3	2	5	5	4	5	3	6	1	
H29	検挙補導人員	53	8	4	11	6	6	4	14	17	12	2	17	5
	軽犯罪法	24	8	2	7	1	2		4	14	1	1	6	2
	児童ポルノ法	12		2	3	4	2	1		3	7		1	1
	覚取法等	2							2				1	1
その他	15			1	1	2	3	8		4	1	9	1	

● 児童ポルノ法は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」違反、覚取法等は「覚せい剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、毒物及び劇物取締法」違反の検挙補導人員を示す。
 ● 軽犯罪法違反(前年45.3%)と児童ポルノ法違反(前年22.6%)が、それぞれ全体の22.5%。
 ● 小・中・高校生の非行は13時から17時の間に集中。

★本リーフレットで使用している用語の解説

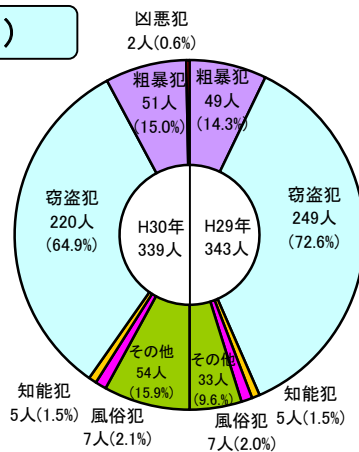
刑法犯	刑法に規定する罪(道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。)並びに「爆発物取締罰則」「暴力行為等処罰ニ関スル法律」等13法令に規定する罪をいう。
特別法犯	刑法犯を除く犯罪(条例を含む)をいう。
犯罪少年	犯行時及び処理時の年齢が14歳以上20歳未満の少年をいう。
触法少年	14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
刑法犯少年	刑法犯の罪を犯した犯罪少年をいう。
非行少年	犯罪少年及び触法少年をいう。
初発型非行	万引き、オートバイ盗、自転車盗、占有離脱物横領の非行をいう。
不良行為少年	非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙その他自己又は他人の徳性を害する行為をして補導した少年をいう。

※本資料中の図表による構成比については、四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計が一致しない場合がある。

罪種(行為態様)別状況(刑法)

	H30	H29
凶悪犯	2	0
粗暴犯	51	49
窃盗犯	220	249
知能犯	5	5
風俗犯	7	7
その他	54	33
合計	339	343

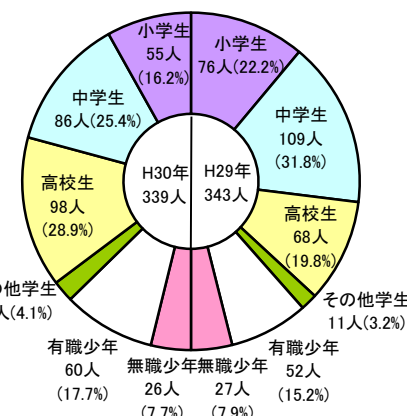
● 窃盗犯が全体の64.9%(前年72.6%)。うち万引きが57.3%(前年57.8%)。



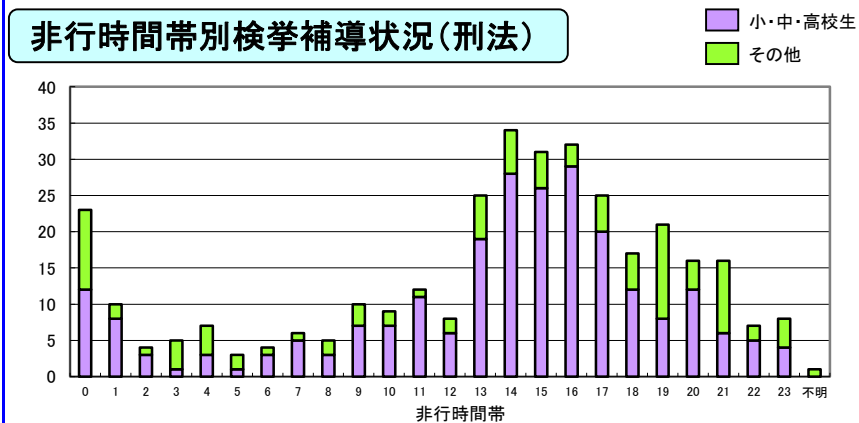
学職別状況(刑法)

	H30	H29
小学生	55 (9)	76 (20)
中学生	86 (12)	109 (18)
高校生	98 (13)	68 (17)
その他学生	14 (3)	11 (3)
有職少年	60 (13)	52 (8)
無職少年	26 (7)	27 (8)
合計	339 (57)	343 (74)

● 中・高校生が全体の54.3%を占める(前年51.6%)。



非行時間帯別検挙補導状況(刑法)



● 小・中・高校生の非行は13時から17時の間に集中。

刑法犯少年 再犯者の割合の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	増減
初犯者数	420	471	340	267	164	122	143	+21
再犯者数	272	240	250	178	117	92	91	-1
再犯者の割合	39.3%	33.8%	42.4%	40.0%	41.6%	43.0%	38.9%	-4.1P
全国平均	33.9%	34.3%	34.9%	36.4%	37.1%	35.5%	35.5%	±0P